

国制度  
**住民税非課税世帯等  
臨時特別給付金**

住民税非課税世帯、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計に急激な変化のあった世帯に給付金を給付します。

1世帯あたり  
**給付額 10万円**

対象世帯(次のいずれかに該当する世帯)

- 住民税非課税世帯  
※ 対象になると思われる世帯には、確認書をお届けしています。内容をご確認の上、返信用封筒にてご返送ください。  
※ 世帯全員が課税者の被扶養者の場合は対象外となります。
- 令和3年度課税世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯  
※ 2月15日(火)以降、福祉課にご相談ください(支給には諸条件があります)

問 福祉課 ☎ 43-9021

国制度  
**小学校休業等対応  
助成金(事業所向け)**

子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に助成金を支給します。

- 助成内容  
有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10分の10  
※ 日額上限額  
・1~2月休暇分 11,000円  
・3月休暇分 9,000円

■ 申請期限  
5月31日(火) 必着  
詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。  
厚労省HP



町制度  
**新型コロナウイルス感染予防対策に係る  
経費の支援**



新型コロナウイルス感染症予防対策を実施しながら事業継続されている事業者を支援します。

**補助額・率 最大50万円**  
対象経費の2分の1以内の額もしくは、代表者を含む従業員の人数に5,000円を乗じた額のうち、小さい額で1,000円未満を切り捨てた額を補助金額とします

- 対象者  
次要件をすべて満たす方  
▼ 与謝野町内に本店の事業所または個人事業所を設置していること  
▼ 町税を滞納していないこと  
▼ 与謝野町暴力排除条例第2条に規定する暴力団または暴力団員等が事業主または従業員として従事していないこと
- 対象経費  
▼ 感染防止に資する衛生備品および消耗品  
▼ 飛沫感染防止用具  
▼ 密集を避けるための誘導表示等に係る経費  
▼ 除菌用の清掃用具および洗剤類  
▼ 事業所内に設置する検温等に係る経費  
▼ その他必要と認めるもの
- 対象期間  
令和3年7月1日(木)~令和4年3月31日(木)  
問・申 3月31日(木)までに、商工振興課(☎43-9012)へ。  
※ 予算の範囲内で交付しますので、交付申請額が予算額に達し次第、受け付けを終了とさせていただきます

町制度  
**【3月31日締め切り】令和3年度国民健康保険税・  
後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免申請**

申請期限は、3月31日(木)までです。減免には、対象者の所得要件などがありますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

- 対象者(次のいずれかに該当する方)
    - ・ 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合
    - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年中の世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入が減少した場合(令和2年に比べて3割以上減少)。ただし、減少した収入の令和2年所得が0円、またはマイナスの場合は対象となりません。
- 問 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料(保健課 ☎43-9022)  
介護保険料(福祉課 ☎43-9021)

町制度  
**自宅療養者・濃厚接触者へ支援物資を届けます**

- 対象者  
与謝野町民で町内に居住している方で、新型コロナウイルス感染症の感染者または濃厚接触者で、保健所などから自宅での療養または待機の要請を受けた方
  - 支援物資  
京の豆っこ米(2kg)、飲料(くだものジュース、水)、レトルト食品、インスタント食品、缶詰、衛生用品等
  - 配達までの流れ  
① 福祉課(☎43-9021)まで電話でお申し込みください。  
② ご自宅に支援物資をお届けします。
- 問・申 福祉課 ☎43-9021

1月補正予算

新型コロナ対策に  
**2億716万円を予算措置し支援を拡大**

※ 地方創生臨時交付金を財源とした与謝野町独自の新型コロナ対策事業分

- 施策方針
1. コロナ禍の暮らしと経済を守り抜く
  2. ポストコロナの社会経済活動を構築・牽引する

与謝野町では、令和2年度から「日常生活維持や事業継続が困難になった方への支援」「段階・局面(フェーズ)に応じたきめ細かな支援」「“新しい生活様式”をふまえた新たな地域社会づくり」の3つを基本理念に、国の交付金を活用しながら新型コロナウイルス感染症対策事業を実施してきました。今般、新たに追加・拡充した事業の関連予算が1月臨時会で可決されましたので、主な事業内容をお知らせします。

【新規】福祉灯油購入事業  
与謝野町に住所を有する住民税非課税世帯の方で、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯に対し、1世帯当たり5,000円以内で灯油購入費を助成。  
**814万円**

【拡充】住民生活支援商品券事業  
住民生活と地域経済を支援するため、全町民1人当たり5,000円相当の町内で利用できる商品券を配布。  
**1億1,107万円**



【拡充】経済対策公共工事費  
地元の土木事業者に公共工事受注機会の増大を図ることを目的に、各区からの修繕要望箇所や農林施設等の修繕。  
**4,150万円**

【新規】次期作付支援交付金  
米価の下落、資材費や燃料費などが高騰している中、次期作付経費の支援として、10a当たり2,000円の交付金を交付。  
**1,387万円**



【拡充】雇用安定支援事業  
急激な事業活動の縮小などによる失業の予防や雇用の安定を図るため、町内の中小企業事業主に対し助成金を交付。  
※ 上限1人1日当たり3,000円  
**300万円**



【新規】児童生徒育成事業  
児童生徒の文化芸術に触れる機会として、文化芸術鑑賞・体験事業・コミュニケーション能力向上などに係る事業に対する補助。  
**450万円**



住民生活と  
事業継続を  
力強く支援します



※ 上記の事業内容は、1月臨時会に提案したものです。事業の詳細は、今後、広報紙や町公式ホームページ、有線テレビ等でお知らせします。